

令和8年6月29日

区内教育・保育施設長 各位

文京区こども未来部

幼児保育課長 野苺家 貴之

こども施設担当課長 内山 真宏

(公印省略)

教育・保育施設等における事故発生時の報告対応等について（通知）

平素より本区の教育・保育行政にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

標記の件につきまして、各教育・保育施設等（以下「各施設」という。）におかれましては、こども家庭庁、文部科学省及び東京都の各種通知に基づき、死亡事故や重篤な事故等が発生した場合、又はその他重篤な事故に直結するような事件・事故や、感染症等の発生時（以下「事故等」という。）において、必要に応じ発生状況及び再発防止策等について報告をお願いしているところです。

国及び都の各種通知に、自動車への置き去り事故が報告対象に加わり、さらに特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が施行されたことに伴い、区への報告事案について整理を行いましたので、改めて通知します。各施設における児童の安全のため、本取扱いに係る下記留意事項について、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

なお、報告すべき事故等の範囲は、教育・保育施設事業者の責任の有無に関わらず、教育・保育サービスの提供時及び各施設内で発生した事故等とします。各施設が実施している特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び一時預かり事業も報告対象事業の範囲ですのでご留意ください。

また、本通知の運用開始に伴い、「教育・保育施設等における事故発生時の報告対応等について（令和8年3月31日付け2025文子幼第10340号）」は廃止します。

記

下記1から5に係る事案が発生した場合は、原則発生（または把握）した当日（区役所閉庁日にあたる場合は直近の区役所開庁日）中に、以下7の報告先へ電話により事案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報告し、指示に従うこと。また、再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策等を講じること。有事の際の対応方法については、速やかに施設長に報告する体制を整える等、予め施設ごとに定め、職員に周知すること。

1 こども家庭庁への報告の対象となる事故

(1) 重大事故

ア 死亡事故

イ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）

ウ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

(2) 自動車への置き去り事故

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」という。）の装備が義務付けられている自動車は以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合に報告すること。

- ア 点呼等による所在確認の不実施による事故
- イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故

## 2 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合

※事故報告時の「事故の発生状況」中の記載は、こども側の視点である「迷子」「置き去り」「連れ去り」とし、大人側の視点の「見失い」「抜け出し」等の記載はしない。

## 3 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じた場合

(1) 利用児童及び職員が感染症り患や食中毒が疑われる状況が生じた場合、発生状況、有症者の状況等を記録すること。

(2) 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のいずれかに該当する場合は、文京区幼児保育課及び文京区予防対策課（感染症）又は生活衛生課（食中毒）に対し、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応及び発生状況等を迅速に報告すること。また、原因の究明及びまん延の防止並びに収束を図るため、予防対策課又は生活衛生課の指示に従うこと。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※感染症の発生については、園運営に起因しない等により改善策等の記載が困難な場合は、「教育・保育施設等事故報告書」裏面の記載は不要とする。

## 4 児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案

- (1) 児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案
- (2) 睡眠中やプール活動・水遊び・戸外での水場等における事故
- (3) 玩具や小物等の誤飲や食事時の誤嚥など、窒息や怪我につながる事故
- (4) 食物アレルギーに関する誤食事故
- (5) 救急搬送が必要となる病気、発作、怪我等

## 5 上記1～4に該当しないが、園運営に影響を及ぼすなど施設長が報告を必要と認めたもの

(例) ・給食提供に関する事故

- ・個人情報が入った電子機器媒体や帳票書類等の紛失や流出等
- ・事故等に対して保護者理解が得られず、区にも共有の必要があると判断したものなど

## 6 参考資料

- (1) 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン  
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>
- (2) 文京区ホームページ「保育施設の運営に係る各種通知」（対象施設：私立認可保育所等）  
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p007547.html>
- (3) 文京区ホームページ「認可外保育施設等の各種届出・報告・確認申請について（設置者用）」  
「7 各種報告書類（2）事故報告」（対象施設：認可外保育施設）  
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p007565.html>

## 7 報告先

- (1) 私立認可保育所・地域型保育事業・公設民営保育所（根津保育園）、認可外保育施設  
文京区こども未来部幼児保育課保育施設指導担当  
電話 03-5803-1845（直通）  
メール [b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp)
- (2) 保育所型認定こども園（お茶の水女子大学こども園）・私立幼稚園  
文京区こども未来部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当  
電話 03-5803-1823（直通）  
メール [b311500@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b311500@city.bunkyo.lg.jp)

### 【担当】

文京区こども未来部幼児保育課  
保育施設指導担当  
〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21  
電話03-5803-1845（直通）  
メール [b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp)